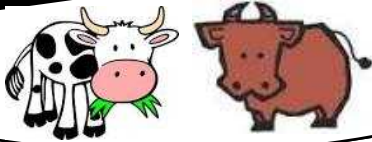


衛生だより



令和元年度第18号（7月）発行
千葉県北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel : 0478-54-1291 Fax : 54-5996
夜間・休日緊急（転送されます）
（公社）千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

管内で牛のサルモネラ症が発生！

原因菌はサルモネラ（4:i:-）でした。
本疾病は家畜伝染病予防法における届出伝染病です。※

発生状況： 6月中旬、肥育素牛農場に県外から子牛を導入。導入2日目から半数以上で下痢を発症し、2日～8日の経過で複数頭が死亡。検査したところ、当該牛からサルモネラ（4:i:-）を分離。

対応： 発症ロットの隔離、畜舎及び畜舎周辺の消毒、導入を極力中止、飼養環境検査を実施中。

※ サルモネラ（4:i:-）はサルモネラ・ティフィムリウム（ST）の遺伝子が一部変異したもので、その病原性はSTと同様であり、STとして届出伝染病で取り扱うこととなっています。

導入時は一定期間隔離し、伝染病の侵入防止に努めましょう！

サルモネラ症の症状

●子牛●

- 元気消失 ○食欲不振～廃絶 ○発熱（40～42℃）
- 下痢（悪臭がある。泥状～水様便。悪化すると血便。）

* 症状なく突然死することがある。
* 肺炎や関節の腫れが見られることがある。

1カ月齢以下の幼弱牛がもっとも感染しやすく、症状も激しく、死亡率も高い。

●成牛●

- 元気消失、食欲不振
- 発熱
- 下痢
（悪臭がある。泥状～水様便。悪化すると血便となり、時に偽膜が混じる。）
- 乳量減少



血便
（偽膜が混入）



泥状便



水様便

* Salmonella Dublinでは肺炎、早産・死産を起すことがある。
分娩後がもっとも発症しやすい。症状が悪化すると死亡することがある。

家畜の様子がおかしいと思ったら…

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996

夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

毎月1日は
一斉消毒の日

サルモネラ症の予防対策

～サルモネラの外部からの侵入を防ぐには～

サルモネラはいったん牛舎に侵入し、牛が発症すると、終息させるまでに長ければ数カ月を要し、大変な手間と経済的損害をこうむります。

発生してから抑え込むより、飼養衛生管理基準を遵守し、予防することがもっとも効果的な方法です。

- 農場に出入りする車両消毒を実施し、外部からの侵入を防ぐ。
- 牛舎内で作業する時は専用の長靴・作業着を着用し、日常使う服や靴で牛舎内に入らない。
- 牛舎の入口に消毒槽を設置し、牛舎に出入りする際に長靴を消毒する。(作業後も)
- サルモネラは感染牛のふん便を他の牛が口にして感染するため、ふん掃除で汚れたままの長靴で餌やりをしない。



消毒槽は必ず設置
* 石灰や石灰乳が効果的



ふん掃除後、
長靴はきれいに
* 特に靴の裏!

- 牛舎内の清掃、飼槽や水槽、カーフハッチの定期的な消毒により、万が一、サルモネラ症が発生しても被害が大きくなるようにする。
- サルモネラはネズミや野鳥などの野生生物も感染源となるため、野生生物が牛舎内に入りにくいようにし、畜舎内にいたら駆除する。
- 導入牛はすぐに牛群に混ぜず、隔離牛舎もしくは隔離牛房で3週間ほど飼養し、健康に異常がないことを確認してから牛群に混ぜる。
- サルモネラは人へも感染します。牛舎内作業をした後は手指をよく洗う。

サルモネラの治療・ワクチンについて

発症牛には抗生物質の投与、健康牛を含む農場内の全頭にワクチン接種を行います。

発症牛は下痢が治まっても、保菌牛となって間欠的に排菌し、新たな感染源となることがあります。治療しても排菌状態の続く個体は淘汰が望まれます。

サルモネラ症は、発生が終息するまで数カ月かかることがあります。

詳しくは獣医師にご相談ください。

水質汚濁防止法に基づく排水基準のうち、畜産農業に適用される硝酸性窒素等の暫定排水基準値が500mg/lに見直され、7月1日から施行されています！

畜産農業には、水質汚濁防止法に基づき排水規制が適用されています

1 畜産農業と水質汚濁防止法

水質汚濁防止法により、特定事業場（特定施設を有する事業場）から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ排水する場合、**排水基準値をクリアすることが必要**です。

畜産農業では、右に示す施設が対象となり、届出が必要です。

<特定施設>

総面積 50m²以上の豚房
総面積 200m²以上の牛房
総面積 500m²以上の馬房

都道府県 又は
水濁法政令市に
届出が必要です！

2 畜産農業で注意が必要な水質項目

- 健康項目（**全ての特定事業場が対象**）
アンモニア・アンモニウム化合物
亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等） など
- 生活環境項目（日平均排出水量が50m³以上の特定事業場が対象）
生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）
浮遊物質（SS）・大腸菌群数・**全窒素含有量・全りん含有量** など

3 暫定排水基準

畜産農業については、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として暫定排水基準値が設けられています。排水基準違反には、罰則規定があります。

項目	暫定排水基準値	期限	一般排水基準値
硝酸性窒素等	500mg/L	令和4年6月末	100mg/L
全窒素含有量※	130mg/L (日間平均110mg/L)	令和5年9月末	120mg/L (日間平均60mg/L)
全りん含有量※	22mg/L (日間平均18mg/L)	令和5年9月末	16mg/L (日間平均8mg/L)

※) 全窒素及び全りんについては、閉鎖性海域に排出する日平均排出水量50m³以上の養豚事業場が対象
注) 水域により適用される項目が異なっていたり、自治体により上乘せ規制が行われている等の場合がありますので、詳細は自治体にお問い合わせください。

排水の測定・記録・保存が必要です

4 測定・記録・保存の義務化

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排水の水質項目について、

1年に1回以上の測定と記録 と **3年間の保存** が義務付けられました。

※測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。

現在の届け出内容を確認していただくとともに、項目に過不足があれば、届出の変更を行ってください。

測定項目

- 排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1号別紙（排水の汚染状態及び量）に記載した項目（その他の項目については必要に応じて測定）

測定・記録・保存

- 排出口ごとに年1回以上測定（ただし、雨水専用排出口は除く）
- 所定の様式に記録し、3年間保存

罰則の内容

- 測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合 30万円以下の罰金

別紙4（一部抜粋）

排水の汚染状態及び量					
工場又は事業場における施設番号		No.1 排出口		No.2 排出口	
排水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH				
	BOD				
	SS				
	T-N				
	T-P				
	硝酸性窒素等				
	……				
……					
排水の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	

ご自身の農場は、

- 特定事業場ですか？
- 届出内容に変更はありませんか？
- 毎年測定を行っていますか？
- 記録は保存していますか？
- 排水基準は守られていますか？

詳しくは、都道府県又は水濁法政令市にお問い合わせください。